

高知くらしの護身術

85

2次被害

お得意様にならぬよう

(2008年3月11日掲載原稿)

悪質な業者は、一度契約した人に、言葉巧みに次々と勧誘したり、契約者の情報を流出させて、同じ人に繰り返し契約させることがあります。

具体的には、①電話勧誘で資格講座を契約し支払いも終了しているのに、「講座が終了していない、続けないなら終了手続き費用がいる。」と何度も職場に電話がかかってくる。とか②「解約手続きができていない。家に集金に行くので金を払え」と言われた。などです。

相談者のなかには、業者から何度も電話があり断っても々電話がかかってきて根負けして新たな契約を結んでしまったという方もいます。

業者がしつこく電話をしてくるのは、一度契約してくれた人は業者にとっては「お得意さま」で、しつこく食い下がれば契約がとれると見込んでいるからです。更にその「お得意様」情報は、多くの悪質業者に流通していますので、複数の業者から電話がかかってくることもあります。

職場等に電話をかけて嘘の説明をしたり、断られても勧誘を続けることなどの行為は特定商取引法で禁止されています。

「以前の契約が終了していない」などという業者の話に惑わされず「契約する意思はありません」ときっぱり断り電話を切ることが大切です。断りきれずに申し込んでしまった場合でも、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリングオフ（無条件解約）ができます。

クーリングオフは書面で配達記録郵便か簡易書留郵便で出して下さい。その際には、ハガキの内容をコピーし、簡易書留か配達記録の受領書と一緒に保管して下さい。